

(案)

医対第〇〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

厚生労働省医政局医事課長 様

大阪府医療対策協議会会長

臨床研修における広域連携型プログラム枠（仮称）に関する要望

大阪府の健康医療行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和5年10月4日に開催された令和5年度第3回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、「令和8年度以降は、医師多数県の募集定員上限のうち一定程度を、「医師少数県」又は「医師中程度県の医師少数区域」に所在する臨床研修病院で半年間以上研修を行うプログラムの募集定員に充てることとしてはどうか」（広域連携型プログラム枠（仮称））との案が示されました。

それを受けて、大阪府では府内医学部生や府内臨床研修病院プログラム責任者を対象にアンケート調査を実施したところ、大半の医学部生やプログラム責任者から「広域連携型プログラム枠（仮称）」の意義や効果に疑問が持たれており、また、大半のプログラム責任者からプログラムの作成が困難との声が上がっています。※別添「医学部生向けアンケート結果」「臨床研修病院プログラム責任者向けアンケート結果」参照

こうした医学部生やプログラム責任者の不安の声を十分考慮して、制度の見直しにあたっては、以下についてご配慮いただきたい。

1. 広域連携型プログラム（仮称）は、臨床研修医にとって不本意な研修を強いられることが想定されるため、募集定員上限の範囲内で運用しないこと。
2. 仮に、募集定員上限の範囲外で広域連携型プログラム（仮称）を運用する場合でも、臨床研修医の希望を第一に考えて、プログラムへの参加が事実上強制されることがないようにするとともに、研修医に負担を強いることのないように、また研修医がメリットを感じられる制度にすること。
3. 広域連携型プログラム（仮称）について、その意義や効果を明確に示すこと。また、制度の導入にあたっては、医療機関や都道府県任せにすることなく、医療機関同士のマッチングなどにおいて、国が主導的な立場で進めるとともに、医師少数県又は医師中程度県の医師少数区域に所在する臨床研修病院で研修を行うことで生じる経費について、支援策を講じること。

大阪府 健康医療部 保健医療室 医療対策課  
医療人材確保グループ

TEL : 06-6944-8183

FAX : 06-6944-8227

E-mail : iryotaisaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp